

令和6年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果

1 概要

例年、食品流通量が増加する年末に、食品営業施設に対する一斉取締りを実施している。今年度は、食品衛生の向上及び冬期に多発するノロウイルス食中毒の発生防止等を目的として、スーパーや集団給食施設等の大量調理施設を中心に立入検査を実施した。

2 実施期間

令和6年12月2日（月）から12月27日（金）まで

3 実施内容

(1) 立入検査

立入検査の実施件数は、別紙1のとおりであった。違反事項に関しては、大半が、食品衛生責任者の変更の未手続きであったが、その場で指導を行い、改善を促した。その他、不備があった事項は、口頭又は書面により指導を行った。

※ 令和3年6月1日以降、食品衛生法の改正による許可制度の見直しがあったため、旧法と新法に分けて掲載した。旧法に基づく営業許可は、経過措置により、当該許可の有効期間の満了の日まで継続する。

(2) 食品の検査等

収去検査の実施件数は、別紙2のとおりであった。

食品衛生法に基づく規格基準がある食品に関して、基準を逸脱した検体はなかった。

別紙 1 (立入検査)

(1) 許可を要する営業施設

ア 旧法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	22	7
菓子製造業	3	2
魚介類販売業	19	1
魚介類せり売り営業	6	0
食品の冷凍または冷蔵業	1	0
喫茶店営業	8	1
食肉処理業	1	0
そうざい製造業	2	0
小 計	62	11

イ 新法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	5	1
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	6	0
食肉販売業	4	0
食肉処理業	1	0
魚介類販売業	65	0
水産製品製造業	2	0
氷雪製造業	1	0
豆腐製造業	1	0
そうざい製造業	9	0
食品の小分け業	2	0
小 計	96	1

(2) 許可を要しない営業施設 (法第70条で準用される施設を含む。)

ウ 新法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	6	0
食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	9	0
乳類販売業	16	0
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	14	0
野菜果物販売業	30	0
百貨店・スーパー	1	0
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)を除く。)	6	0
その他の食料・飲料販売業	3	0
調味料製造・加工業	1	0
製茶業	1	0
海藻製造・加工業	2	0
その他の食料品製造・加工業	1	0
その他	1	0
小 計	91	0

別紙 2 (収去検査)

品目	検体数			違反件数
	総数	食品衛生法	食品表示法	
生鮮野菜及び果実	8	8	0	-
漬物	5	5	0	-
冷凍食品（国産）無加熱摂取冷凍食品	2	2	2	0
冷凍食品（国産）凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	2	2	2	0
冷凍食品（輸入）凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	1	1	1	0
冷凍食品（輸入）凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	1	1	1	0
冷凍食品（輸入）生食用冷凍鮮魚介類	1	1	1	0
合計	20	20	7	0